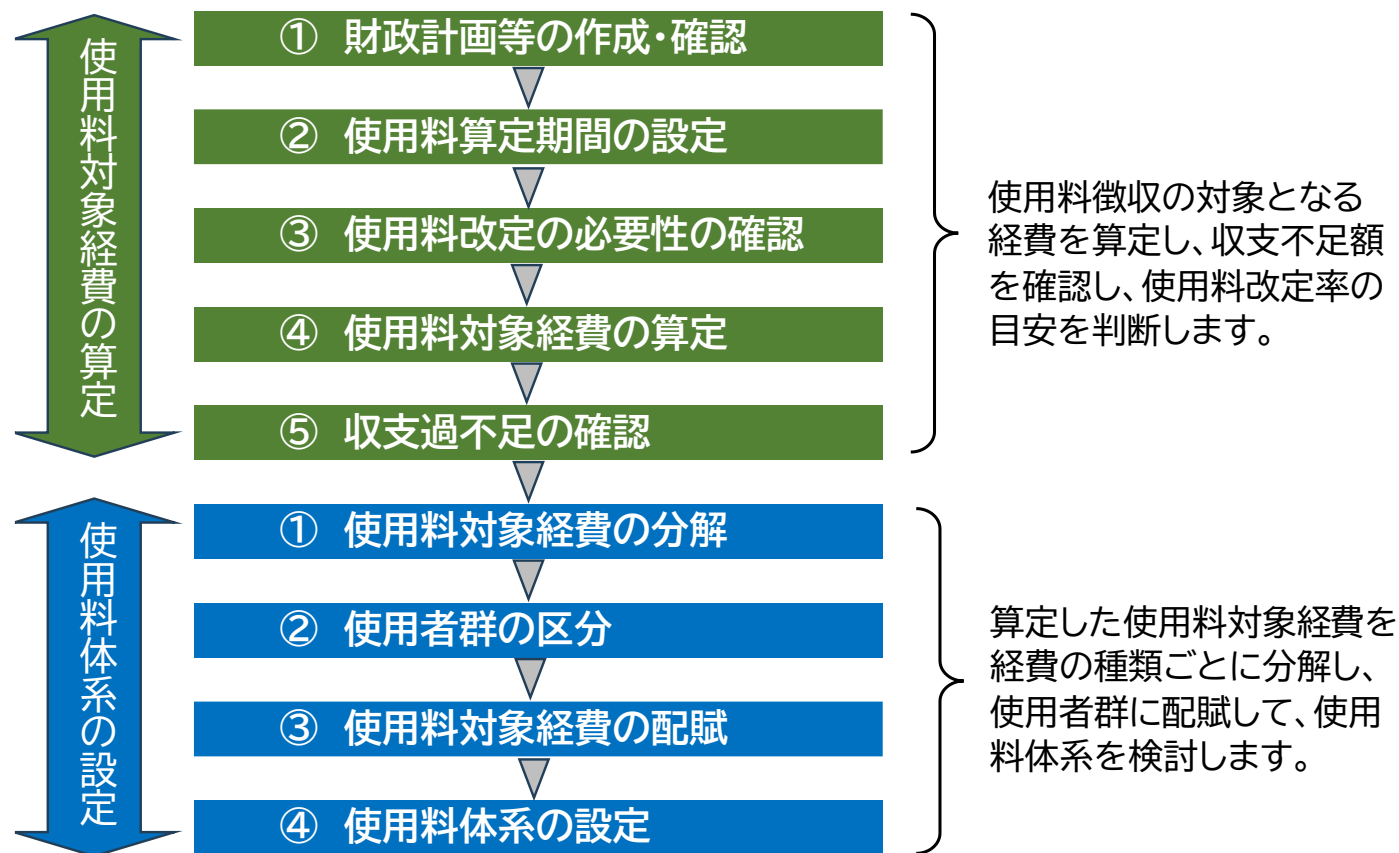


下水道使用料の算定について ～市の考え方～

≪使用料算定の流れ≫



出典：日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的な考え方(2016 年度版)」

1. 使用料対象経費の算定

① 財政計画等の策定・確認

下水道事業を実施するに当たって策定している財政計画、事業計画、経営戦略等を確認し、以降の作業の前提となる条件、活用できる推計値等を整理する。

→現在、投資・財政計画案の作成(第1の柱)、及び経営戦略の改定案の作成(第3の柱)を同時進行で審議中

② 使用料算定期間の設定

▶使用料算定期間(使用料算定のために使用料対象経費を積算する期間)の設定について

- ・日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる。
- ・反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなる。
→使用料算定期間は一般的には3年から5年程度に設定することが適当である。

▶使用料算定期間についての市の考え方

- ・原則5年とすることで経営戦略の改定と整合を図る。
- ・今回の使用料改定時期は、周知期間やシステム改修期間等を確保するため、2027年1月とする(算定期間4年3ヶ月)。



		使用料算定期間					使用料算定期間				
年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
経営戦略	改定					改定					改定
料金改定	検討 → 改定					検討					検討

③ 収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認

現行使用料体系及び財政計画等を基に使用料算定期間中の収入・支出額をそれぞれ見積もり、財政収支バランスを確認することにより、使用料改定の必要性を判断する。

→第4回審議会において、使用料改定の必要性を確認済

④ 使用料対象経費の算定

財政計画を基に推計した使用料算定期間中の下水道管理運営費を算定した上で、使用料の対象とならない経費等を控除して使用料対象経費を算定する。



▶資産維持費について

・2025年5月28日に公表された、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」第2次提言において、「施設の維持・更新に要する費用を安定的に賄うためには、減価償却費や資産維持費を適切に反映したコストベース型(※)の使用料とすべきである。」と示された。

※コストベース型:減価償却費や資産維持費などの施設を維持・更新する上で必要となるコストを踏まえて使用料を設定する方式(総括原価方式)

・資産維持費とは、将来の更新需要が新設当時と比較し増大することが見込まれる場合に、「実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用」のこと。「資産維持費＝対象資産×資産維持率(※)」となる。

※資産維持率:水道事業は3%を標準とするが、下水道事業については示されていない。

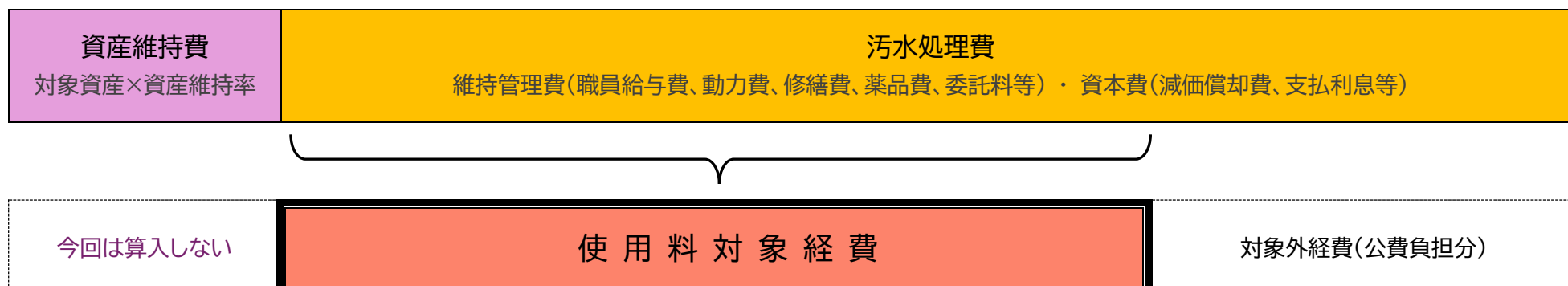
▶資産維持費についての市の考え方

- ・現状において、町田市では使用料収入で使用料対象経費を賄えていないため、資産維持費を使用料対象経費に位置づけると、更に大幅な使用料改定が見込まれる。
 - ・下水道事業の資産維持費の具体的な算定方法は、現在のところ明確にされていない。
- そのため、

- ・資産維持費の使用料への反映は、将来的には必要であるが、今回の改定においては、使用料対象経費に資産維持費を算入しない。
- ・次回の使用料見直し(2031年度以降の使用料)の際は、資産維持費を算入することについて、再度検討する。



▶使用料対象経費についての市の考え方



⑤ 収支過不足の確認

現行使用料体系を基に推計した使用料収入と使用料対象経費とを比較し、収支過不足の確認を行い、使用料改定率の目安を判断する。

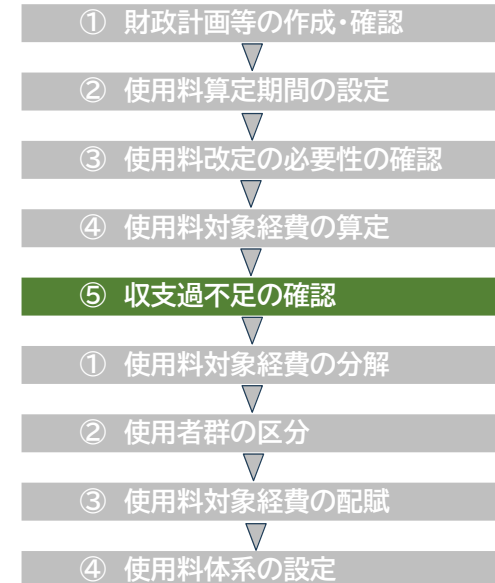
→使用料算定期間(2027年1月～2031年3月)の使用料対象経費及び下水道使用料収入
(投資・財政計画(第3次案))

使用料対象経費 26,643百万円

現行の使用料体系での下水道使用料収入 20,653 百万円	不足額 5,990 百万円
----------------------------------	------------------

約 29%の収入増加が必要
(⇒改定率の目安)

使用料対象経費に対して必要な収入(⇒経費回収率100%)



▶使用料改定率についての市の考え方

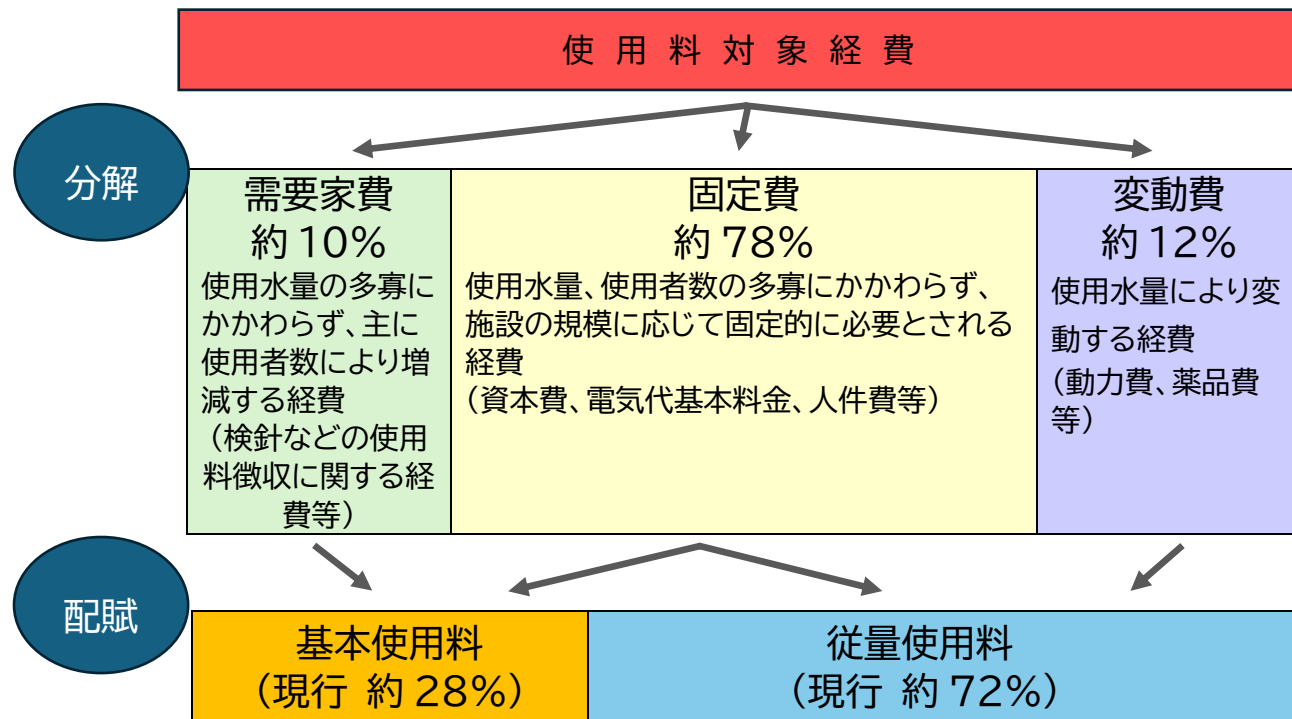
- ・使用料算定期間全体の使用料対象経費に対して必要な収入を確保するには、使用料収入を約29%増加させる必要がある。
- ・使用料算定期間を通して経営を安定させ、下水道事業会計において赤字を生じさせないためには、各年度の収支のばらつき等の状況や、将来の施設更新需要を考慮したうえで、使用料改定率を決定する必要がある。
- ・そのため今回の使用料改定は、2030年度までの財務状況を考慮し、黒字で財政運営を行うため必要な 35%程度の改定率とする。

2. 使用料体系の設定

① 使用料対象経費の分解 及び ③ 使用料対象経費の配賦

使用料対象経費を構成する各経費の性質に着目して分解し、使用料体系上での区分で回収すべきか整理する。

→使用料算定期間(2027年1月～2031年3月)の使用料対象経費の分解及び配賦のイメージ



▶使用料対象経費の分解及び配賦についての市の考え方

・事業運営に必要な最低限の経費を安定的に賄う観点から、基本使用料の割合を高めることが望ましい。しかし、使用料対象経費の約9割を占める需要家費と固定費を、全て基本使用料で回収しようとする、基本使用料が極めて高額となる。

・そのため、基本使用料の割合は、現在の28%と同程度以上となることを目指す。

② 使用者群の区分

排水需要及び排水水質の態様に応じて、使用者のグルーピングを行う。

▶使用者群の区分についての市の考え方

- ・現在町田市では、公衆衛生の観点から、一般用の体系の他に、公衆浴場用の体系を設けている。この2体系を継続し、一般用の使用料体系を検討した後に、公衆浴場用の体系について検討する。
- ・一般用の体系には、8つの水量区分を設けている。水量ごとの分け方は現状のままとする。

④ 使用料体系の設定

使用料対象経費の配賦結果を受け、基本使用料及び基本水量の有無、累進率の設定等の条件を加味した総合的な検討を行い使用料体系を構築する。排水需要構造のバランス等を考慮した合理的理由により調整を行い、最終的な使用料体系を形づくる。

▶第4回審議会でもいただいたご意見

論点 基本水量制、基本使用料と従量使用料のバランスについて

- ・基本使用料を上げた方がよい。
- ・現在の基本使用料の560円がどのような経緯で設定されているのか。
→1999年に、町田市は、東京都水道局の料金体系に合わせる形で改定した。
東京都水道局の基本使用料560円は、対象経費を分解した上で、少量使用者への負担を考慮して配賦した結果、設定された金額である。

論点 逡増度について

- ・現在よりも下げた方がよい。
- ・現在の逡増度(上がり方)に違和感はない。



▶使用料体系の設定についての市の考え方

- ・水量区分は、基本水量を廃止したうえで「0～8m³」の区分を加えて9区分とする。
- ・基本使用料の割合は 28%を下回らないようにする。
- ・逡増度は 4.00 以下にする。

第4回審議会でもいただいたご意見を参考に、5パターンの使用料体系をシミュレーションしました。→【資料 3-2】

【参考】下水道使用料改定案の審議のポイントについて(第4回審議会 資料2-3 追加資料より抜粋)

◎ 当市の現在の使用料体系

		①基本水量
	汚水量(m³)	単価(円)
基本使用料	-	560
②基本使用料と 従量使用料の バランス	1 ~ 8	0
	9 ~ 20	110
	21 ~ 30	140
	31 ~ 50	170
	51 ~ 100	200
	101 ~ 200	230
	201 ~ 500	270
従量使用料	501 ~ 1,000	310
	1,001 ~	345
		③水量区分 ④逦増度

◎ 検討事項

① 基本水量

- ・基本水量制を継続するか、廃止するかどうか。
- ・基本水量制を継続する場合、基本水量を 8 m³から縮小させるかどうか。

② 基本使用料と従量使用料のバランス

- ・現状の使用料体系と比較して料金収入に占める基本使用料の割合を高めるかどうか。

③ 水量区分

- ・現状の使用料体系と比較して水量区分の数を変更するかどうか。

④ 逦増度

- ・現状の使用料体系と比較して逦増度合いを縮小もしくは拡大させるかどうか。

◎ 町田市の特徴(使用水量ごとの調定件数の割合)

